

みよし市水防計画

平成29年2月修正

目 次

第1章	総 則		
	第1節	目的	P 1
	第2節	用語の定義	P 2
	第3節	水防の責任等	P 4
第2章	水防組織		
	第1節	市の水防組織	P 5
	第2節	水防施設	P 7
	第3節	通信連絡及び非常輸送	P 8
第3章	非常配備		
	第1節	市の非常配備	P 1 1
	第2節	消防団（水防団）の出動	P 1 9
	第3節	尾三消防本部の出動	P 2 1
	第4節	水防信号及び水防標識	P 2 2
第4章	水位情報の周知		
	第1節	水位情報の周知される河川及びその区間	P 2 3
	第2節	水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	P 2 4
	第3節	水位情報伝達系統	P 2 5
第5章	水防活動		
	第1節	水防上の注意箇所	P 2 6
	第2節	監視及び警戒とその措置	P 2 7
	第3節	水門、こう門、えん堤、ため池等の操作	P 2 8
	第4節	水防作業	P 2 9
	第5節	避難	P 3 2
	第6節	決壊等の通報及び決壊後の処理	P 3 4
	第7節	水防解除	P 3 5

第6章	他の水防機関との協力、応援	
	第1節	応援の要請…………… P 3 6
	第2節	相互応援協定…………… P 3 8
第7章	水防訓練等	
	第1節	水防訓練…………… P 3 9
	第2節	費用負担と公用負担…………… P 4 0
	第3節	水防報告と水防記録…………… P 4 2

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）ならびに愛知県水防計画の定めるところにより、市内各河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防のための水防団（消防団）の活動、必要器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体（法第2条第1項）

みよし市をいう。

2 指定水防管理団体（法第4条）

愛知県知事が指定する、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体であり、この計画においては、みよし市をいう。（知事指定昭和50年愛知県告示第765号）

3 水防管理者（法第2条第2項）

みよし市長をいう。

4 消防機関の長（法第2条第4項）

みよし市消防団長をいう。

5 消防機関

みよし市消防団をいう。

6 水防協力団体（法第36条）

法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であつて、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことが出来ると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。

7 水防警報（法第16条第1項）

水防警報河川等*について、国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

* 水防警報河川等

(1) 国土交通大臣が洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

(2) 知事が前項以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水又は高潮により県民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

8 洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

洪水予報指定河川*について、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認

められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を一般に周知せしめるため警告して行う発表をいう。

*** 洪水予報指定河川**

(1) 国土交通大臣が二以上の都府県の区域にわたる河川その流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川をいう。

(2) 都道府県知事が(1)以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

9 水位情報の通知及び周知（水防法第13条第1項・第2項）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川*）について、避難判断水位（特別警戒水位）*を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させるものをいう。

*** 水位周知河川**

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

*** 避難判断水位（特別警戒水位）**

はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供していくために国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。

10 みよし市防災会議（災害対策基本法第16条）

みよし市の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法の規定に基づき設置されており、災害発生時の情報の収集、連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る機関。

11 みよし市災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急、復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、または、発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

第3節 水防の責任等

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 指定水防管理団体の責任

水防計画の策定や水防訓練を実施すべき責任を有する。

3 水防協力団体の責任（法第37条第1号・第2号・第3号・第4号、法第38条）

水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力等の責任を有する。

4 ため池の管理者の責任

水害が予想されるときは、市長の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行なわなければならない。

5 一般住民の義務（法第24条、法第29条）

常に気象状況、水防状況等に注意をし、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、立退きの指示があったときはその指示に従わなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 災害対策本部等の組織

(1) 災害対策本部の組織及び所掌事務

みよし市災害対策本部は「みよし市災害対策本部条例」に基づき設置されるみよし市災害対策本部各班のうちで、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括にあたる。

(2) 災害対策本部の設置

洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに災害対策本部を設置し、統一的な災害対策活動を行うものとする。

2 消防団の組織

みよし市消防団は、洪水等による風水害等が発生し、又は発生が予想される場合、警戒、防御等を行ううえで、重要な役割となる。

なお、消防団の基本団員及び管轄区域は、別表1、2のとおりである。

別表1 (条例定数)

階級 所属	団長	副団長	分団長 及び 女性消防団長	副分団長 及び 女性消防団 副団長	経理部長	班長	団員	計
団	1	2						3
新屋分団			1	1	1	3	19	25
三好上分団			1	1	1	3	19	25
三好下分団			1	1	1	3	19	25
西一色分団			1	1	1	3	14	20
福田分団			1	1	1	3	19	25
明知上分団			1	1	1	3	19	25
明知下分団			1	1	1	3	19	25
打越分団			1	1	1	3	19	25
苜生分団			1	1	1	3	19	25
福谷分団			1	1	1	3	19	25
黒笹分団			1	1	1	3	19	25
東山分団			1	1	1	3	14	20
高嶺分団			1	1	1	3	14	20
女性消防団			1	2	1	3	43	50
計	1	2	14	15	14	42	275	363

別表2 (管轄区域)

名称	区域
新屋分団	新屋、好住一円
三好上分団	三好上、中島、平池、上ヶ池一円
三好下分団	三好下一円
西一色分団	西一色一円
福田分団	福田一円
明知上分団	明知上一円
明知下分団	明知下一円
打越分団	打越、山伏一円
苜生分団	苜生一円
福谷分団	福谷、あみだ堂、三好丘、三好丘旭一円
黒笹分団	黒笹、三好丘あおば一円
東山分団	東山一円
高嶺分団	高嶺、ひばりヶ丘、三好丘緑、三好丘桜一円
女性消防団	市内一円

第2節 水防施設

1 水防倉庫及び資器材の基準

水防倉庫の位置の考え方及び資器材の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水防倉庫は、水防区域延長3キロメートルにつき1棟（33平方メートル以上）として整備に努める。
- (2) 水防資器材は、水防倉庫1棟につき次の基準により整備に努める。

資器材名	単 位	数 量	資器材名	単 位	数 量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木 (2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電器	台	1

注) 1 土のう用土砂は、適所に備蓄するよう努めるものとする。

2 水防倉庫及び資器材の備蓄状況

水防倉庫の位置並びに資器材の備蓄状況は、「みよし市地域防災計画（資料編資料第8）」のとおりである。

第3節 通信連絡及び非常輸送

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期するため、無線施設を活用するものとする。

また、非常輸送についても水防活動に支障をきたさないよう平常より車両等の手配をしておくものとする。

1 無線通信

市の無線通信施設は、市防災行政無線、県防災行政無線、尾三消防本部移動局及びトランシーバーがある。

(1) 市防災行政無線

① 同報系（こうほうみよし）

市役所から住民への連絡（情報伝達）用として運用する。

② 移動系

ア 市町村波用（ぎょうせいみよし）

車載局（20台）、可搬局（14台）、携帯型（40台）相互間及び消防団並びに市役所との連絡用として運用する。

イ 防災相互波用（みよしぼうたい）

有線電話不通及び県防災行政無線が使用できない場合、近隣市町村の連絡用及び応援要請等として運用する。

(2) 県防災行政無線（ぼうさいみよし）愛知県高度情報通信ネットワーク

県及び県各機関及び他の市町村との連絡用として運用する。

(3) 尾三消防無線（移動局みよし200）

尾三消防本部との連絡に運用する。

(4) トランシーバー（51基）

災害現場での連絡に運用する。

2 非常通話

本部には非常用として、一般加入電話が設置され、その電話は優先的に使用することができる。

非常用加入電話 32-8001

この電話は、主に災害対策本部と住民（区長等）及び消防団との連絡に運用する。

3 専用電話

尾三消防本部との直通電話で緊急時の連絡に運用する。

4 非常輸送

市は水防時における水防要員、水防資器材の輸送のため車両等の確保と運用について、正確を図るものとし、その計画は「みよし市地域防災計画」の定めるところによる。

(通信連絡図)

豊田加茂建設事務所 (0565-35-1311)

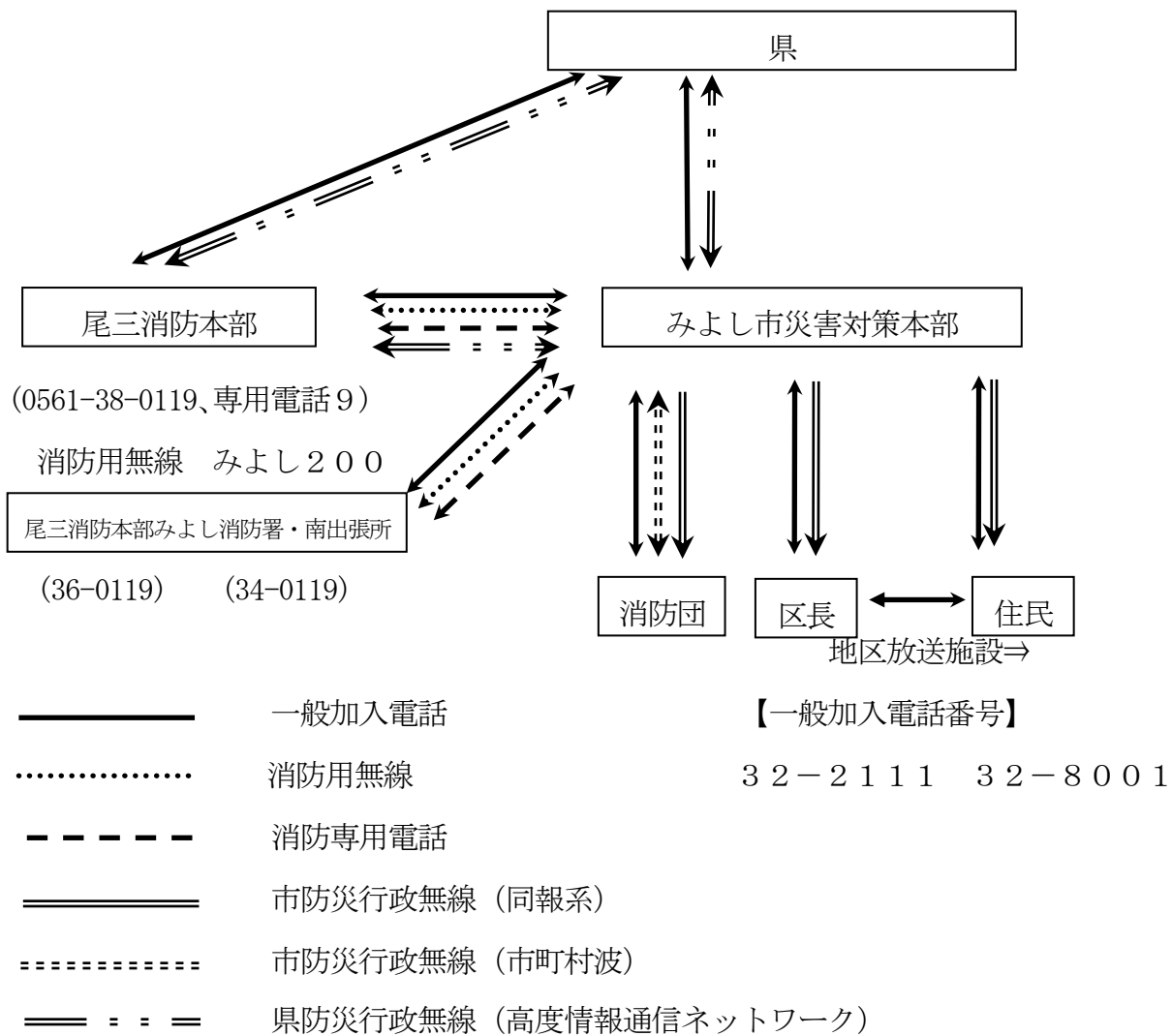
(県防災行政無線 (高度情報通信ネットワーク))

地上系 : 78-618-(内線番号) 、衛星系 : 79-618-(内線番号)

西三河県民事務所豊田加茂防災保安グループ(0565-32-3381)

(県防災行政無線 (高度情報通信ネットワーク))

地上系 : 78-606-(内線番号) 、衛星系 : 79-606-(内線番号)



第3章 非常配備

第1節 市の非常配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ、強
力に推進できるよう「みよし市地域防災計画」に基づく非常配備体制を整える。

1 非常配備の基準

職員は次表の「非常配備の基準」により非常配備につく。なお、市長が必要であると
認めるときは、部課等の組織を指定し、非常配備を指令することがある。

また、解除についても同様である。

2 非常配備員の招集方法

非常配備員の招集については、職員参集メール若しくは一般加入電話（非常用電話
等）若しくは市防災行政無線（同報系）によるものとする。

3 非常配備員の留意事項

- (1) 非常配備員は全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- (2) 非常配備の要員は、常に気象状況等に注意し、ただちに非常配備を即応した活動が
できるよう留意しなければならない。
- (3) 非常配備の要員は、非常配備体制中は、自ら配備時期を確認するとともに不急の外
出は避け、待機しなければならない。
- (4) 非常配備の要員は、自らの安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

別表 1

非常配備の基準

区 分	配備時期	配 備 内 容	非 常 配 備 員
第 一 非 常 配 備	<p>1 次の各警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報</p> <p>(2) 暴風警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>2 市域で震度4の地震が発生したとき。</p> <p>3 小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>4 その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<p>情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の少数の人員をもって当たり、本部連絡会を開き、災害対策本部、避難所の開設や職員の配備を検討し、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。ただし、状況によっては非常配備準備体制とすることができる。</p>	<p>1 勤務時間内</p> <p>総務部長、環境経済部長、都市建設部長及び総務部次長、環境経済部次長、都市建設部次長ほか次の職員。</p> <p>(1) 本部班 1～2箇班</p> <p>(2) 非常配備班 1～2箇班</p> <p>(3) その他</p> <p>状況により2箇班を増強する。</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>時間内と同様とする。</p>
第 二 非 常 配 備 （ 災 害 対 策 本 部 設 置 ）	<p>1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき。</p> <p>3 市域で震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>4 その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<p>上記のほか、関係各班の所要の人員をもって当たり、状況により速やかに第3非常配備に切り替え、また切り換える前にもそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</p>	<p>1 勤務時間内</p> <p>総務部長、環境経済部長、都市建設部長及び総務部次長、環境経済部次長、都市建設部次長ほか次の職員。</p> <p>(1) 本部班 2～3箇班</p> <p>(2) 非常配備班 2～5箇班</p> <p>(3) その他</p> <p>状況により1箇班を増強する。</p> <p>2 災害対策本部設置のため、本部長（市長）以下本部員全員参集（本部員とは、部長以上）</p> <p>3 勤務時間外</p> <p>時間内と同様とする。</p>

区 分	配備時期	配 備 内 容	非 常 配 備 員
第三 非常 配備 (災害 対策 本部 設置)	<p>1 市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき、又は全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。</p> <p>2 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたとき。</p> <p>3 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。</p>	各部各班の全員をもって当たり、状況により直ちに全活動ができる完全な体制とする。	<p>1 勤務時間内 本部長以下男子職員全員。 女子職員は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 勤務時間外 全身体制とする。</p>

(注1) 1 本部連絡会

(1) 非常配備の基準に基づき、災害が発生するおそれがあるときに必要に応じて設置運営するもので、災害対策を実施するための配備体制を協議調整する。

(2) 副市長を長とし、次の職員で構成する。

- ア 副市長
- イ 総務部長
- ウ 政策推進部長
- エ 環境経済部長
- オ 都市建設部長
- カ 教育部長
- キ 防災安全課長

2 非常配備準備体制

(1) 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発表された場合において、本部連絡会が第1非常配備体制をとる必要がないと判断したときは、非常配備準備体制を継続し、情報伝達システムの確保、その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) 非常配備準備体制をとることとなったときは、必要に応じて本部班の1つの班が配置につくものとする。

(3) 本部班編成は次のとおりとする。

別表2

《非常配備本部編成表》

	担 当	役 職 等
本部総括		総務部長
庶務係	活動指揮担当	総務部次長
	活動指揮副担当兼出動・災害記録担当	総務専門監
	庶務担当 1～3班	総務課
広報係	広報指揮担当	政策推進部長
	広報指揮副担当	政策推進部次長
	渉外担当	秘書課長
	広報主担当	広報情報課長
	広報担当 1～3班	広報情報課
建設係	活動指揮担当	都市建設部長
	活動指揮副担当（総括）	都市建設部次長
	活動指揮副担当（建設担当）	区画整理専門監
	建設現地作戦担当	道路河川課長
	建設現地作戦副担当	下水道課長
		道路河川課主幹
	現地担当（建設） 1～3班	道路河川課
下水道課		
農政係	活動指揮担当	環境経済部長
	活動指揮副担当（農政担当）	環境経済部次長
		農地専門監
	農地現地作戦担当	産業課長
	農地現地作戦副担当	産業課主幹
現地担当（農政） 1～3班	産業課	
教育係	活動指揮担当	教育部長
	活動指揮副担当	教育部参事
		教育部次長
	施設主担当	教育行政課長
	施設担当 1～3班	教育行政課
	連絡調整主担当	学校教育課長
連絡調整担当 1～3班	学校教育課	
体制係	体制担当	防災安全課長
	体制副担当	防災安全課副主幹
	資機材担当 1～3班	防災安全課

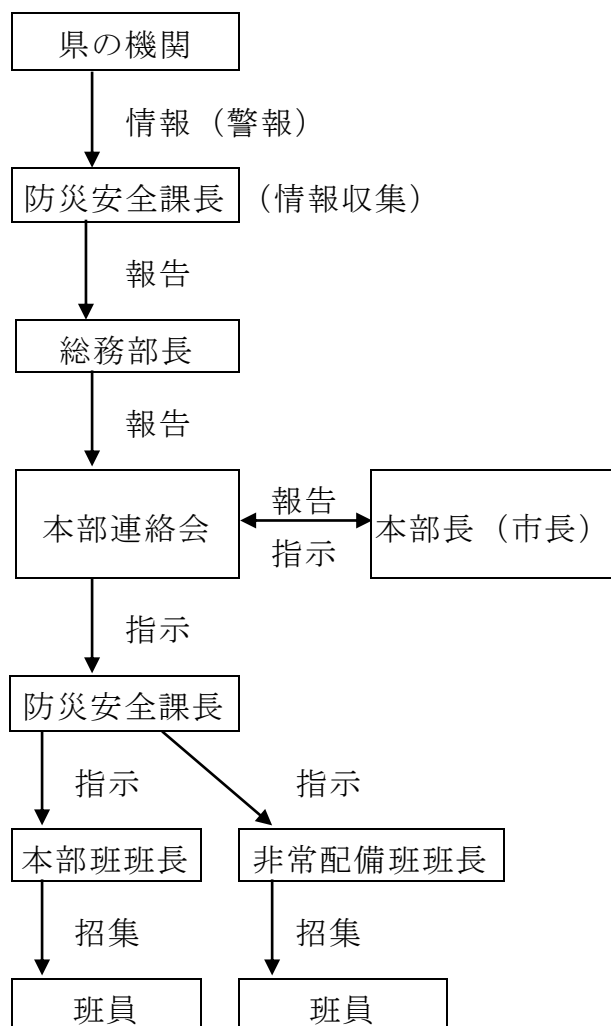
- 1 本部の配備する班順は、輪番制とする。但し、班編成の無い本部員は、毎回配備する。
- 2 招集の方法は、非常配備の伝達要領によるが、自身で情報を得た場合は自主参集とする。
- 3 本部総括と体制係は、非常配備準備体制をとる必要がある時、その他の本部員は、第1次非常配備体制が必要となった時に招集する。
- 4 体制係体制担当（防災安全課長）は、情報・状況を収集し、その状況等を本部総括（総務部長）に報告する。状況の変化及び本市への影響が明らかになった場合には、速やかに本部総括（総務部長）に報告し、本部連絡会を行う。（副市長・総務部長・政策推進部長・環境経済部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長参集）
- 5 参集場所は、3階食堂・福利厚生室、服装は防災服・作業靴（女性は防災服・運動靴）等とする。
- 6 資機材担当は、災害対応に必要な車両・資機材・通信機器等の準備をする。

2 非常配備班の編制

災害応急対策に係る職員の非常配備については、別紙非常配備員編成表のとおりとする。

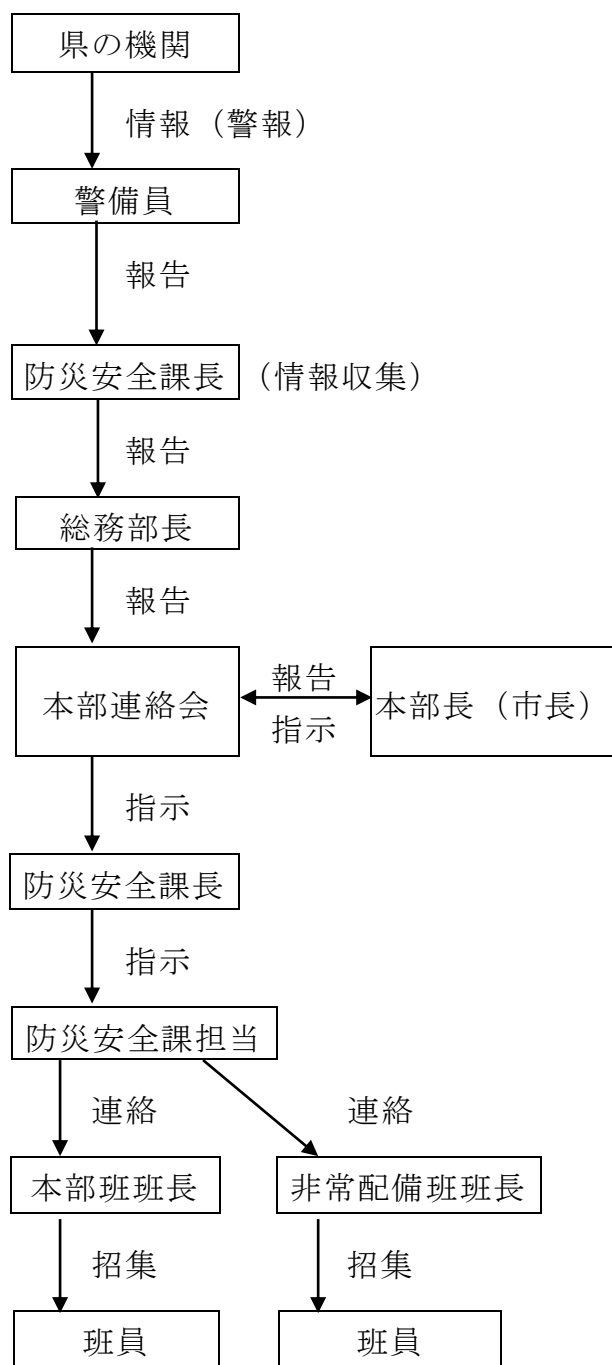
3 非常配備の伝達要領

(1) 勤務時間内



※ 本部連絡会は非常配備の基準の（注1）によるものとする。

(2) 勤務時間外



※ 本部連絡会は非常配備の基準の（注1）によるものとする。

《非常配備本部編成表》

	班 長	副班長	班 員
1	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
2	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
3	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
4	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
5	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
6	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
7	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
8	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
9	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下
10	班長 1名	副班長 2名	班員 10名以上20名以下

- ※ 班長は、副班長とともに、班員を把握し、4名程度のチーム編成を行っておくこと。
- ※ 班長は、本部の指示により、災害現場出向の人員を確保し、各班員を選出し、出向させること。
- ※ 副班長は、本部よりの指示に従い、責任をもって指示書の作成を行うこと。

第2節 消防団（水防団）の出動

市長は、次に示す基準により消防団長を通じ消防団に対し、出動準備又は出動を指示し、消防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

1 出動準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報等が発令されたとき。
- イ 洪水及び大雨等により、がけくずれ等の危険が予想される時。
- ウ 県水防計画に定めるはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。（別表）
- エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報等が発令されるとき。
- イ 洪水及び豪雨等により、がけくずれ等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。（別表）
- エ その他市長が必要と認めたとき。

2 準備及び出動の内容

消防団は、前項1の基準により市長から準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 出動準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水防上の注意箇所等のパトロールを実施すること。
- ウ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 水防作業を行う者に対し水防作業に必要な技術上の指導を行うこと。
- イ 水防作業に必要な資器材の調達を行うこと。
- ウ 水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡し、必要な措置をとること。
- エ 河川、ため池等の監視警戒を行い異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに事態に即応した措置を講ずること。
- オ 消防団員は、自らの安全確保に留意して水防活動や避難誘導を実施すること。
- カ その他必要な措置をとること。

〔別表〕

県の水防テレメーター水位観測所

洪水監視水位

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	出動水位	避難判断水位	はん濫危険水位	現況堤防高
境川	みよし市西一色町	M 1. 40	M 2. 30	M 2. 70	M —	M 3. 30	M 4. 10

注)

はん濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

避難判断水位 水防法第13条で規定される特別警戒水位であり、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難判断の参考の一つとなる水位を示す。

出動水位 その水位に対する流量が、はん濫危険水位満流流量の6割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準点におけるほぼ出動水位に相当する水位を記載している。

はん濫注意水位 その水位に対する流量が、はん濫危険水位満流流量の4割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準点におけるほぼはん濫注意水位（警戒水位）に相当する水位を記載している。

水防団待機水位 その水位に対する流量が、はん濫危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準点におけるほぼ水防団待機水位に相当する水位を記載している。

第3節 尾三消防本部の出動

尾三消防本部の水防計画に従って組織され、市長が必要と認め消防長に要請したときは、消防長又は署長の指揮に従い署有の人材及び機械力を使用し、適切な行動を実施する。

なお、必要な水防資材は必要に応じ市のものを使用する。

第4節 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は、「水防信号及び水防標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。



1 水防信号

(1) 出動信号

水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(2) 避難信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

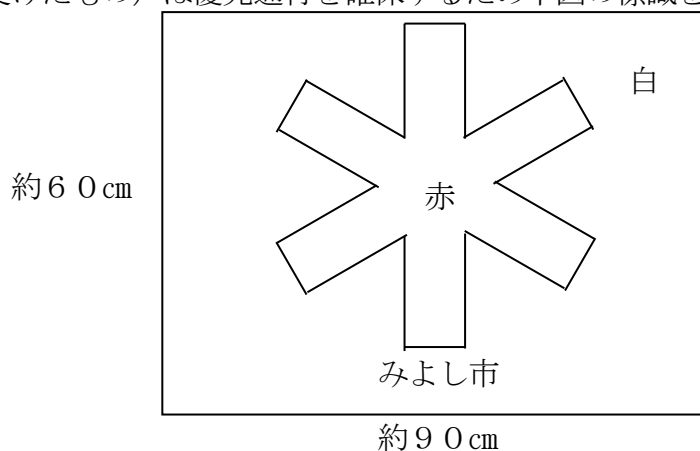
種別	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
出動		約5秒 V———V——— 約6秒
避難		約3秒 V———V——— 約2秒

備考：信号継続時間，回数は適宜とする。

2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため下図の標識を用いるものとする。



第4章 水位情報の周知

第1節 水位情報の周知される河川及びその 区間

水防法第13条の規定により愛知県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川及び区間は、次のとおりである。

河 川 名	区 間
逢 妻 女 川	布袋子川合流点から 逢妻川合流点まで

第2節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

愛知県知事が指定した河川の水位観測所及び基準水位は次のとおりである。

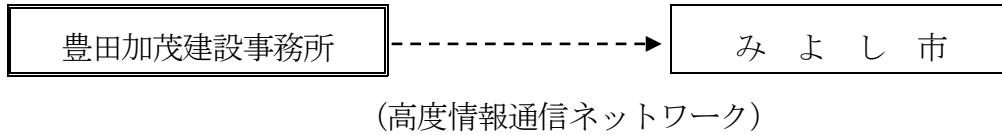
なお、この水位に到達した場合は、状況に応じて「第5節 避難」の記載に従うものとする。

							基準水位
河川名	観測所	水防団待機 (通 報)	はん濫注意 (警 戒)	出 動	避難判断 (特別警戒)	はん濫危険 (危 険)	発表者
逢妻女川	豊田市 千 足	M (1. 10)	M (1. 70)	M (2. 00)	M 2. 00	M 2. 60	豊田加茂 建設事務 所 長

注) 逢妻女川は水防警報河川に指定されていないため、水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため（ ）書きとする。

第3節 水位情報伝達系統

避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を豊田加茂建設事務所から高度情報通信ネットワークにより伝達される。



第5章 水防活動

第1節 水防上の注意箇所

水防上の注意箇所（重要水防箇所）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所で、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の河川及びため池等において水防上注意を要する箇所は、「みよし市地域防災計画（資料編）」のとおりである。

なお、これらは、河川管理者等の情報提供を参考にしたうえで、決定したものである。

（河川一覧表……………資料編資料第1 1）

（ため池一覧表……………資料編資料第1 3）

（水防上注意箇所……………資料編資料第1 4）

（重要水防箇所評定基準……………資料編資料第1 5）

第2節 監視及び警戒とその措置

1 平常時の巡視

河川及びため池等について随時区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに河川管理者等へ通知する。

2 非常警戒

非常配備体制が発動されたときから、河川及びため池等の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心として堤防の斜面（表法面）、上端（天端）、居住側斜面（裏法面）について手分けし、次のことを注意して巡視するものとする。

異常が発見されたときは、ただちに県建設事務所、農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに水防作業を開始する。

ア 異常の態様

- ① 堤防の亀裂、一部流失（崩壊）又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ④ 深掘れ（洗堀）
- ⑤ 橋梁等の工作物と堤防との取付け部分の異常
- ⑥ （排・取）水門（樋管）の扉の閉り具合

イ ため池については、上記1①から⑥のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ① 取入口の閉塞状況
- ② 流域の山崩れの状況
- ③ 流入水位並びにその浮遊物の状態
- ④ 余水吐及び放水路付近の状態
- ⑤ 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- ⑥ （排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流失（崩壊）

第3節 水門・こう門・えん堤・ため池等の操作

水門・こう門・えん堤・ため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、前記の管理者等は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

第4節 水防作業

1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施行するだけで成果をあげる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を組み合わせ、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で、効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成・材料・流速・堤防斜面（法面）・護岸の状態等を考慮して、もっとも有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施行すること。

水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに適する工法はおおむね次表のとおりである。

表 水防工法の種類

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗堀)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、 深掘れ(洗堀)し始めている 箇所	流水を緩やかにし、川側(川 表)が崩れるのを防ぐ。川側 (川表)の淀欠けを防ぐ(緩 流部)。	樹木に重り土のうをつけて流 し局部を被覆する。
	表シート張り 工法	川側(川表)が崩れだした箇 所 透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を防 ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水 シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表 法面)、根固めが、深掘れ (洗堀)、決壊のおそれがある 箇所	過去に深掘れ(洗堀)等した 箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇 かごを立てて被覆する。
亀 裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が 生じた箇所 (粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の 拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさん で両肩付近に竹をさし折り曲 げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が 生じた箇所 (砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさん で両肩付近に鉄線で結束す る。
	五徳縫い工	堤防に居住側斜面(裏法 面)、または裏小段に亀裂が 生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の 拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂 を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法 面)、または裏小段に亀裂や 崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法面) や裏小段の亀裂や崩壊を防 ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形 形状に杭を打ち、竹又は鉄線 で縫う。
	つなぎ縫い工 (竹)	堤防の上端(天端)や居住側 斜面(裏法面)に亀裂が生じ ている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の 拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打 ち、竹で結束する。

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法面）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に半円形に土のうを積む。
越水 （堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭をうってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水土のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防 止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗堀）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出した竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗堀）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗堀）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動を取らないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護りぬくこと。

- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防からの水のあふれ（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- (5) 洪水時において堤防の異状の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。

しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3／4位に減少した時が最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

第5節 避難

1 避難の指示又は勧告

水防管理者（市長）は、「第4章 第2節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位」に記載される河川が避難判断水位に達し、かつ、その管轄区域内において洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示、又は勧告（以下「避難勧告等」という。）する。この場合、豊田警察署長にその旨を通知する。

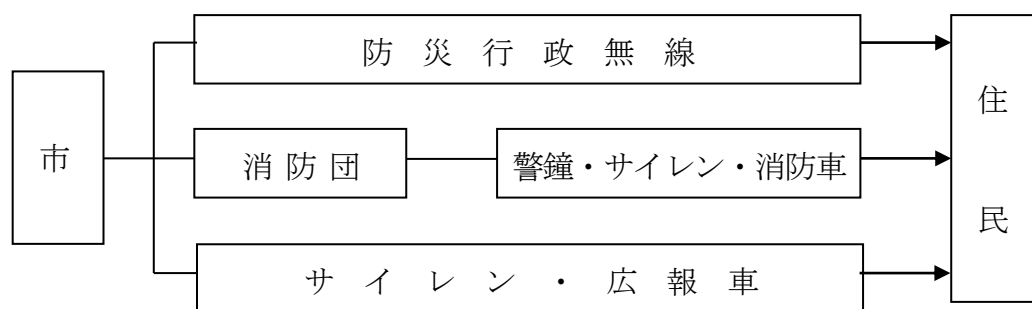
なお、避難を確保するための措置については、みよし市防災計画（風水害編）に定めるものとする。

2 避難勧告等の方法

水防管理者（市長）が避難勧告等を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。

- (1) 避難勧告又は避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。
- (2) 防災行政無線、警鐘、サイレン、広報伝達等により伝達する。

(伝達の方法)



(3) 避難誘導及び移送

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、危険箇所では消防団員が誘導にあたる。

なお、要配慮者等自力で避難することができない場合は自主防災会、民生児童委員等の協力を得て避難するものとする。

(4) 避難場所の設置

避難場所は、「みよし市地域防災計画」の定めるところによる。

(みよし市避難場所・避難所一覧表……………資料編資料第9)

第6節 決壊等の通報及び決壊後の処理

1 決壊の通報

水防管理者（市長）又は消防団長は、堤防、その他の施設が決壊したときは、ただちにその旨を愛知県防災情報システムにより、県に報告するとともに、豊田警察署、決壊した施設の管理者及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

2 決壊箇所の処理

決壊箇所は、速やかに応急水防工法を施し、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

第 7 節 水防解除

水防管理者（市長）は、消防団（水防団）等に対して水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに豊田加茂建設事務所に通知するものとする。

第6章 他の水防機関との協力、応援

第1節 応援の要請

水防管理者（市長）は、関係各機関と常に密接な連絡をとり、水防上の水位・雨量・警報等につき連絡協調し、堤防からの水のあふれ、決壊等のおそれがあるときは、その状況を通報し協力を求めるものとする。

1 警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

2 他機関の応援

水防管理者（市長）は水防のため自ら応急対策等が実施できない場合は、他の水防管理者、市町村長、消防団長等の応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 自衛隊の応援

災害に際して、必要な応急対策を実施するための自衛隊の派遣要請は「みよし市地域防災計画」の定めるところにより行うものとする。

4 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(2) 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究

オ 水防に関する知識の普及、啓発

カ 前各号に附帯する業務

(3) 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第 2 節 相互応援協定

水害発生の場合における他市町村の応援は、昭和43年4月27日の締結の西三河地区消防相互応援協定に基づき実施する。

第7章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1 水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について行うものとし、本市地域防災計画のうちの防災訓練と併せて行う。

- ① 観測（水位、雨量、風速）
- ② 通報（電話、無線、携帯電話、口頭伝達）
- ③ 動員（消防団、住民の応援）
- ④ 輸送（資器材、人員）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ （排・取）水門（樋門）等の操作
- ⑦ 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

2 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は5月から8月までの間とし、必ず年1回以上実施するものとする。

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、市が負担する。ただし、他の水防管理団体等に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援した水防管理団体等との間の協議により決める。また本市の水防によって本市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとし、その費用の額及び負担の方法は協議により決める。協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者（市長）又は消防団長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石・竹林・その他の資材の使用
- ③ 土石・竹林・その他の資材の収用
- ④ 車両・その他の運搬用器具の使用
- ⑤ 工作物・その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を使用する者は、水防管理者（市長）・消防団長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けたものにあつては、別記1の証明書を携帯し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、別記2の証票を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

別記1

公用負担権限証明書			
みよし市	〇〇〇		
氏名	〇〇〇〇		
上記の者は、		の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。	
年 月 日			
		みよし市長 〇 〇 〇 〇 印	

別記2

(第 号)			
公 用 負 担 証			
目的別	種類		
負担内容	使用	収用	処分等
年 月 日			
		みよし市長 〇 〇 〇 〇 印	
		事務取扱者 〇 〇 〇 〇 印	
〇 〇 〇 殿			

第3節 水防報告と水防記録

1 水防報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、別表様式1により豊田加茂建設事務所長に報告する。

- ① 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- ② 消防団の出動時期及び人員
- ③ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- ④ 堤防、その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑤ 使用資材の種類・数量
- ⑥ 水防法第28条による公用負担の内容
- ⑦ 応援の状況
- ⑧ 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ⑨ 水防関係者の死傷
- ⑩ 水防功労者及びその功績
- ⑪ 水防管理者（市長）の所見
- ⑫ その他必要な事項

